

例規名	令達番号等	最終改正
屋外広告物条例	昭和 46 年 岩手県条例第 44 号	平成 22 年 10 月 15 日
屋外広告物条例施行規則	昭和 47 年 岩手県規則第 41 号	平成 30 年 2 月 27 日
屋外広告物条例第 7 条第 1 項第 5 号の規定による公益上必要な施設又は物件に表示する広告物又はこれを掲出する物件の指定	昭和 47 年 岩手県告示第 793 号	
屋外広告物条例の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分の指定	平成 23 年 岩手県告示第 254 号	平成 26 年 3 月 7 日
屋外広告物条例の規定による公共的目的を有する法人その他の団体の指定	平成 26 年 岩手県告示第 170 号	
屋外広告物条例施行規則第 5 条の 2 第 2 項及び第 5 条の 4 第 3 項に規定する知事が別に定めるものについて	平成 30 年 2 月 27 日 付け都第 313 号 県土整備部長通知	

○屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）

○屋外広告物条例

昭和46年12月22日条例第44号

改正

昭和49年3月29日条例第15号
昭和51年3月26日条例第36号
昭和51年3月26日条例第44号
昭和56年3月27日条例第12号
昭和60年7月12日条例第29号
昭和61年3月28日条例第26号
平成元年3月28日条例第38号
平成3年12月24日条例第59号
平成6年3月30日条例第24号
平成7年3月17日条例第26号
平成8年3月28日条例第15号
平成11年3月23日条例第33号
平成12年12月18日条例第72号
平成13年7月9日条例第50号
平成15年7月14日条例第53号
平成16年12月17日条例第69号
平成17年10月11日条例第63号
平成19年12月18日条例第76号
平成21年10月19日条例第49号
平成22年10月15日条例第45号
平成24年3月27日条例第46号

屋外広告物条例をここに公布する。

屋外広告物条例

屋外広告物条例（昭和24年岩手県条例第45号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 広告物及び広告物を掲出する物件の禁止又は制限（第3条—第16条の2）

第3章 景観保全型広告整備地区等（第16条の3—第16条の9）

第4章 広告物及び広告物を掲出する物件を管理する者並びに屋外広告業の登録等（第16条の10—第33条）

第5章 雑則（第34条—第36条）

第6章 罰則（第37条—第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この条例において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。

第2章 広告物及び広告物を掲出する物件の禁止又は制限

（禁止広告物）

第3条 次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が良好な景観の形成若しくは風致の維持を妨げ、又はそのおそれのあるもの
- (2) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (3) 信号機又は道路標識と類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくはそのおそれのあるもの
- (4) 道路の交通の安全を阻害し、又はそのおそれのあるもの

第4条 削除

(禁止物件等)

第5条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう
 - (2) 街路樹及び路傍樹
 - (3) 銅像及び記念碑
 - (4) トンネル及び高架構造物
 - (5) 石垣及び擁壁
 - (6) 信号機、道路標識、防護さく、駒止め及び里程標
 - (7) 電柱、街灯柱その他これらに類するもので、知事が指定するもの
 - (8) 消火栓、火災報知機及び防火の用に供する望楼
 - (9) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所及び路上変電塔
 - (10) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (11) 煙突、ガスタンク及び水道タンク
 - (12) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定に基づき指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定に基づき指定された景観重要樹木
 - (13) 前各号に掲げるものに準ずるもので、知事が指定するもの
- 2 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（前項第7号の規定により指定されたものを除く。）には、立看板、はり紙又ははり札を設置し、又は表示してはならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項第11号に掲げる物件に表示する広告物は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示することができる（次条第2項第1号及び第2号に掲げる地域又は場所を除く。）。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届出をして表示し、又は設置することができる。
- (1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (2) 公共的目的を有する法人その他の団体で知事が指定するもの（以下「指定団体」という。）が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
- 5 知事は、第1項の規定により禁止物件を指定するときは、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
- 6 次条第2項の規定は、第3項の規定による許可について準用する。
- (表示等の許可)
- 第6条 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による許可の申請に係る広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法又は広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法が、次に掲げる当該広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分に応じ規則で定める基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。
- (1) 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持すること又は公衆に対する危害を防止することが特に必要な地域又は場所である次のいずれかに該当する地域又は場所
 - ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定に基づき重要文化財若しくは国宝又は重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲で知事が定める範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第110条第1項の規定に基づき史跡名勝天然記念物に指定され、若しくは仮指定され、又は同法第109条第2項の規定に基づき特別史跡名勝天然記念物に指定された地域及びその周囲で知事が定める範囲内にある地域、同法第134条第1項の規定に基づき選定された

重要文化的景観並びに同法第143条第2項の規定に基づく条例の規定により定められた伝統的建造物群保存地区

イ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林の区域

ウ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域

エ 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定に基づき指定された保存樹又は保存樹林のある地域

オ 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第4条第1項に規定する市民農園区域

カ 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第4条第1項又は第30条第1項の規定に基づき県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財に指定された建造物の周囲で知事が定める範囲内にある地域及び同条例第37条第1項の規定に基づき県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域

キ 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定するもの

ク 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定するもの

ケ 官公署、学校、図書館、公民館、博物館、体育館、美術館、公会堂、病院、公衆便所、発電所又は変電所の建造物の存在する地域で、知事が指定するもの

コ 交通の安全を図るため必要があると認めて知事が指定する地域

(2) 良好な景観を形成し、又は風致を維持する必要がある地域又は場所として知事が指定する道路、鉄道、軌道、索道及びこれらに接続する地域

(3) 次のいずれかに該当する地域（前2号に該当するものを除く。）

ア 市街地を形成している区域のうち良好な景観を形成し、又は風致を維持することが特に求められる地域である次のいずれかに該当する地域

(ア) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項又は第2項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区

(イ) 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設のある地域

イ 風致を維持することが特に求められる地域である景観法第8条第1項の規定に基づき定められた岩手県景観計画（以下「景観計画」という。）において自然景観地区として定められた地域及びこれに準ずるものとして知事が指定する地域

ウ 良好な景観を形成し、又は風致を維持することが求められる地域である景観計画において農山漁村景観地区として定められた地域及びこれに準ずるものとして知事が指定する地域

(4) 市街地を形成している区域のうち県民の生活、経済活動等との調和を図りつつ良好な景観を形成すべき地域である次のいずれかに該当する地域（第1号及び第2号に該当するものを除く。）

ア 都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域

イ 景観計画において市街地景観地区として定められた地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められているもの及び前号ア(イ)に該当するものを除く。）

ウ ア及びイに準ずるものとして知事が指定する地域

(5) 市街地を形成している区域のうち経済活動との調和を図りつつ良好な景観を形成すべき地域である都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（第1号及び第2号に該当するものを除く。）

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届出をして表示し、又は設置することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件

(2) 指定団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

4 前条第5項の規定は、第2項各号に掲げる地域及び場所の指定並びにその変更及び廃止について準用する。

(適用除外)

第7条 次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、前2条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって官公署の庁舎等若しくはその敷地内に表示する広告物若しくはこれを掲出する物件又は自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示する広告物若しくはこれを掲出する物件
- (3) 指定団体が公共的目的をもって当該団体の施設等若しくはその敷地内に表示する広告物若しくはこれを掲出する物件又は自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示する広告物若しくはこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
- (5) 公益上必要な施設又は物件に表示する広告物又はこれを掲出する物件で知事が指定するものに、規則で定める基準に適合して表示し、又は掲出するもの
- (6) 天災地変、伝染病の発生等緊急やむを得ない場合における広告物又はこれを掲出する物件
- (7) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (8) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

2 次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、前条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (3) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (4) 人、動物又は車両、船舶等に表示する広告物
- (5) 地方公共団体が公共的目的をもって設置する掲示板に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (6) 前条第2項第4号又は第5号に掲げる地域において表示するはり紙で、規則で定める基準に適合するもの
(公益上やむを得ないと認められる広告物の表示等の許可)

第7条の2 知事は、第5条第1項及び第6条第2項の規定にかかわらず、公益上やむを得ないと認められ、又は良好な景観の形成若しくは風致の維持に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認められる広告物又は広告物を掲出する物件について、岩手県景観形成審議会の議に基づき、その表示又は設置を許可することができる。

(許可の期間及び条件)

第8条 知事は、第5条第3項、第6条第1項又は前条の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の規定に基づく許可の期間は、3年を超えることができない。

3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可)

第9条 第5条第3項、第6条第1項又は第7条の2の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽易な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件が、第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可に係るものであるときは同条第2項（第5条第6項において準用する場合を含む。）の規定を、第7条の2の規定に基づく許可に係るものであるときは同条の規定を準用する。

3 第1項の規定による許可には、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危

害を防止するため必要な条件を付することができる。

(許可の表示)

第10条 知事は、この条例の規定による許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可をした旨の押印若しくは打刻印をし、又は証票を交付しなければならない。

2 前項の規定に基づき証票の交付を受けた者は、これを規則で定めるところにより、広告物又は広告物を掲出する物件に表示しなければならない。

(承継)

第11条 この条例の規定による許可を受けた者からその許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を譲り受け、又は借り受けた者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 この条例の規定による許可を受けた者について相続、合併又は分割（その許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る広告物若しくは広告物を掲出する物件を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定によりこの条例の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第12条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第8条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第9条第3項の規定による許可の条件に違反したとき。

(2) 第9条第1項の規定に違反したとき。

(3) 第15条の規定による知事の命令に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(経過措置)

第13条 広告物又は広告物を掲出する物件で、第5条又は第6条の規定により広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない物件又は地域若しくは場所（以下「禁止物件等」という。）となった際現に適法に表示され、又は設置されていたものについては、当該禁止物件等となった日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、なお従前の例により、これらを表示し、又は設置することができる。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合においてその期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日までの間も、同様とする。

(広告物又は広告物を掲出する物件の滅失の届出)

第13条の2 この条例の規定による許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(除却義務)

第14条 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき、又は第12条の規定に基づき許可が取り消されたときは当該満了又は取消しの日から2週間以内に、広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置が必要でなくなったときは遅滞なく当該広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなければならない。第13条に規定する広告物又は広告物を掲出する物件について、同条の規定による期間が経過した場合についても、同様とする。

(措置命令)

第15条 知事は、第3条、第5条第1項から第3項まで、第6条第1項、第7条の2及び前条の規定に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定に違反した広告物を掲出する物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命じることができる。

2 知事は、前項の規定に基づく措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該広告物を掲出する物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置をその命じた者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を

除却する場合においては、5日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、その命じた者が除却する旨を告示するものとする。

(広告物又は広告物を掲出する物件を保管した場合の公示事項)

第15条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した広告物又は広告物を掲出する物件(以下「保管広告物等」という。)の種類及び数量
- (2) 保管広告物等が放置されていた場所及び保管広告物等を除却した日時
- (3) 保管広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管広告物等を返還するために必要と認められる事項

(広告物又は広告物を掲出する物件を保管した場合の公示の方法)

第15条の3 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、2週間(法第8条第3項第1号に規定する広告物にあっては、2日間)、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 保管広告物等のうち特に貴重なものについて、前号の公示の期間が経過してもなお当該保管広告物等の所有者等(法第8条第2項に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項を告示すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定めるところにより、保管広告物等の一覧簿を閲覧に供するものとする。

(保管広告物等の価額の評価の方法)

第15条の4 法第8条第3項の規定による保管広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、使用の期間、損耗の程度その他当該保管広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は広告物を掲出する物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管広告物等を売却する場合の手続)

第15条の5 法第8条第3項の規定に基づく保管広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない保管広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる保管広告物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項に定めるもののほか、保管広告物等の売却の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(保管広告物等を売却する場合に必要な期間)

第15条の6 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第8条第3項第1号の条例で定める期間 2日
- (2) 法第8条第3項第2号の条例で定める期間 3月
- (3) 法第8条第3項第3号の条例で定める期間 2週間

(保管広告物等を返還する場合の手続)

第15条の7 知事は、保管広告物等(法第8条第3項の規定に基づき売却した代金を含む。以下同じ。)を所有者等に返還するときは、返還を受けようとする者に、その者が当該保管広告物等の返還を受けべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(報告及び立入検査)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置した者若しくは管理する者に対し、広告物又は広告物を掲出する物件の管理の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、広告物又は広告物を掲出する物件の存する土地若しくは建物に立ち入らせ、広告物若しくは広告物を掲出する物件を検査させることができる。

2 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(審議会への諮問)

第16条の2 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第5条から第7条までの規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとする

るとき。

(2) 第5条第3項及び第6条第1項の規定による許可の基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(3) 第5条第4項第2号、第6条第3項第2号並びに第7条第1項第3号、第5号、第7号及び第8号並びに第2項第1号、第5号及び第6号に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

第3章 景観保全型広告整備地区等

(景観保全型広告整備地区)

第16条の3 知事は、良好な景観を保全するため良好な広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を図ることが特に必要な区域を景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2 市町村長は、当該市町村の区域のうちに、前項の景観保全型広告整備地区に該当すると認められる区域があるときは、知事に対し、景観保全型広告整備地区として指定するよう要請することができる。

3 第1項の規定に基づく指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域並びに指定の区域における広告物及び広告物を掲出する物件に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めてするものとする。

4 前項の基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関する基本構想

(2) 広告物及び広告物を掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

5 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、指定の区域及び基本方針の案（以下「指定及び方針案」という。）について、関係市町村の意見を聴かなければならない。

6 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、指定及び方針案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しななければならない。

7 前項の規定による告示があったときは、当該指定をしようとする区域内の住民及びその区域内において広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者は、同項の期間が経過する日までに、知事に指定及び方針案についての意見書を提出することができる。

8 知事は、指定をするときは、その旨、その指定の区域及びその基本方針の内容を告示しななければならない。

9 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

10 第5項から前項までの規定は、指定の解除及び指定の変更について準用する。

(景観保全型広告整備地区基本方針の遵守)

第16条の4 景観保全型広告整備地区内において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、当該広告物又は広告物を掲出する物件が当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するよう努めなければならない。

(景観保全型広告整備地区における届出)

第16条の5 景観保全型広告整備地区内において第7条第1項第7号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件で規則で定める規模を超えるものを表示し、又は設置しようとする者及びこれらを変更し、又は改造しようとする者（規則で定める軽易な変更又は改造をしようとする者を除く。）は、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

(届出者等に対する指導、助言及び勧告)

第16条の6 知事は、前条の規定による届出があった場合又は景観保全型広告整備地区内においてこの条例の規定による許可の申請があった場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合しないと認めるときは、当該広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(審議会への諮問)

第16条の7 知事は、第16条の3第1項の規定に基づく指定をし、若しくはその指定の解除若しくは変更をしようとするときは、あらかじめ岩手県景観形成審議会の意見を聴かななければならない。

(広告物協定)

第16条の8 知事は、土地（道路、河川、公園等公共の用に供する土地を除く。）の所有者並びに建築物又は工作物の所有を目的とする地上権並びに土地の賃借権及び使用貸借による権利を有する者（国

及び地方公共団体を除く。)が、当該土地について一定の区域を定め、その区域内における広告物及び広告物を掲出する物件に関する協定を締結した場合において、当該協定が良好な景観の形成に資すると認めるときは、当該協定を広告物協定として認定することができる。

2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 広告物協定の名称、目的及び対象となる土地の区域(以下「広告物協定地区」という。)

(2) 広告物及び広告物を掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

(3) 広告物協定の有効期間

(4) 広告物協定の変更及び廃止に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告物協定の実施に関する事項

3 知事は、第1項の規定に基づき広告物協定を認定しようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 知事は、第1項の規定に基づき広告物協定として認定したときは、その内容を公表するものとする。

(助言)

第16条の9 知事は、前条第1項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者に対し、必要な助言をすることができる。

第4章 広告物及び広告物を掲出する物件を管理する者並びに屋外広告業の登録等

(管理する者の設置)

第16条の10 この条例の規定による許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件については、この限りでない。

2 規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件については、前項の管理する者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。

(管理する者等の届出)

第16条の11 この条例の規定による許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置する者は、前条第1項の規定により管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置する者は、その氏名若しくは名称若しくは住所を変更したとき又はこれらを管理する者の氏名若しくは名称若しくは住所に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(屋外広告業の登録)

第17条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第18条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 県の区域(盛岡市の区域を除く。第23条第1項第5号において同じ。)内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所及び役員の名）

(5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の申請書には、申請者が第20条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第19条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、遅滞なく、次の事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録の年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第20条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第18条第1項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第30条第1項の規定に基づき登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業者(第17条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第30条第1項の規定に基づき登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

(3) 第30条第1項の規定に基づき営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第18条第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第21条 屋外広告業者は、第18条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第18条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第22条 知事は、規則で定めるところにより、屋外広告業者登録簿を閲覧に供するものとする。

(廃業等の届出)

第23条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知つた日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業の登録は、その効力を

失う。

(登録の抹消)

第24条 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき、又は第30条第1項の規定に基づき屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第25条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第18条第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第26条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第18条第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(講習会)

第27条 知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を開催しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

3 前2項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者の設置)

第28条 屋外広告業者は、第18条第1項第2号の営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イの試験に合格した者

(2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者

(3) 他の都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市の講習会の課程を修了した者

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって、規則で定めるもの

(5) 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有する者と認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。

(1) この条例その他広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第26条に規定する帳簿の記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第29条 知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第30条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第17条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第20条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第21条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第20条第2項の規定は、前項の規定に基づく処分について準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第31条 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、規則で定めるところによりこれを閲覧に供するものとする。

2 知事は、前条第1項の規定に基づく処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載するものとする。

(報告、立入検査等)

第32条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対し、質問させることができる。

2 第16条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づく立入検査について準用する。

(手数料)

第33条 この条例の規定による許可を受けようとする者、第17条第1項若しくは第3項の規定による登録を受けようとする者又は講習会を受講しようとする者は、次に掲げる区分により手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出をした政治団体が立看板、はり紙又ははり札を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

(1) 許可に係る手数料 別表第1に定める額

(2) 登録に係る手数料 10,000円

(3) 講習会受講手数料 1回につき4,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

第5章 雑則

(市町村が処理することとする事務)

第34条 別表第2の左欄に掲げる事務は、同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

(適用上の注意)

第35条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(補則)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 罰則

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者

(2) 不正の手段により第17条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第30条第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第38条 第15条第1項の規定に基づく知事の命令に違反して広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条、第5条第1項から第3項まで、第6条第1項又は第7条の2の規定に違反して広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置した者

(2) 第9条第1項の規定に違反して広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造した者

(3) 第14条の規定に違反して広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなかった者

(4) 第15条第1項の規定による知事の命令(除却命令を除く。)に違反した者

(5) 第21条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第28条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(2) 第32条第1項の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第37条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し

て各本条の罰金刑を科する。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第23条第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第25条の規定による標識を掲げない者
- (3) 第26条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(昭和47年6月規則第48号で、同47年6月21日から施行)
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定により許可を受けて現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、これらの許可の期間は、この条例の規定による許可を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は広告物を掲出する物件で、第4条から第6条までの規定により禁止地域等となったことによりこの条例の規定に適合しないこととなったものについては、この条例の施行の日から1年間の範囲内で知事が定める日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に旧条例の規定によってなされている許可の申請又は届出は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(岩手県収入証紙条例の一部改正)

- 6 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の2条例により徴収するものの項中第3号を次のように改める。

(3) 削除

別表の2条例により徴収するものの項に次のように加える。

(34) 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）による手数料

附 則（昭和49年3月29日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第17条及び第19条の規定は、この条例の施行の日から起算して6月を経過した日から施行する。
- 2 新条例第17条の規定の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者は、同条の施行の日から30日間は、同条第1項の規定による届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。

附 則（昭和51年3月26日条例第36号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月26日条例第44号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
附 則（昭和56年3月27日条例第12号）
この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
附 則（昭和60年7月12日条例第29号）
この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
附 則（昭和61年3月28日条例第26号）
この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
附 則（平成元年3月28日条例第38号）
この条例は、平成元年4月1日から施行する。
附 則（平成3年12月24日条例第59号）
- 1 この条例は、平成4年5月7日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月30日条例第24号）

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の広告物及び広告物を掲出する物件については、改正法附則第3条に規定する日までの間は、この条例による改正後の第4条第1項第1号の規定は適用せず、この条例による改正前の第4条第1項第1号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成7年3月17日条例第26号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月28日条例第15号）

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の屋外広告物条例の規定による許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置している者については、この条例による改正後の第16条の10の規定は、適用しない。

附 則（平成11年3月23日条例第33号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月18日条例第72号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月9日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月14日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月17日条例第69号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第4条第1項第1号の改正規定（「美観地区」を「景観地区」に改める部分に限る。） 景観法（平成16年法律第110号）附則ただし書に規定する規定の施行の日〔平成17年6月1日〕

（2）第4条第1項第3号の改正規定 平成17年4月1日

2 この条例（前項第1号に掲げる改正規定にあっては、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年10月11日条例第63号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第17条第1項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日から起算して6月を経過する日（その者がその日以前にこの条例による改正後の屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第18条第1項の申請書を提出した場合にあっては、新条例第19条第2項又は第20条第2項の規定による通知がある日）までの間は、新条例第17条第1項の規定にかかわらず、引き続き屋外広告業を営むことができる。

3 この条例の施行の際現に旧条例第19条第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第28条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月18日条例第76号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月19日条例第49号）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の屋外広告物条例第4

条第2項、第5条第3項、第6条第1項又は第9条第1項の規定により知事に対してされた許可の申請に係る事務については、この条例による改正後の屋外広告物条例別表第2の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成22年10月15日条例第45号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件（この条例による改正前の屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可を受け、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に表示され、又は設置される広告物又は広告物を掲出する物件を含む。）であって、この条例による改正後の屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第3項及び第6条第1項の規定による許可に係る基準に適合しないこととなるもの（以下「既存広告物等」という。）については、次項に規定するものを除き、改正後の条例第5条第3項、第6条第1項及び第13条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間、当該既存広告物等を表示し、又は設置することができる。

3 既存広告物等であって、改正前の条例第4条第2項、第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可を受けて表示し、又は設置したものについては、改正後の条例第5条第3項、第6条第1項及び第13条の規定にかかわらず、前項の期間、改正後の条例第8条第3項の規定に基づく更新の許可を受けて、当該既存広告物等を表示し、又は設置することができる。

4 前項の許可の基準は、なお従前の例による。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月27日条例第46号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第33条関係）

区分	単位	手数料
はり紙	50枚までごとに	300円
はり札	1枚につき	100円
立看板	1枚につき	350円
広告柱	1個につき	750円
電柱巻付広告物	1個につき	450円
電柱そで看板	1個につき	450円
広告幕、広告旗及びのぼり	1枚につき	500円
アドバルーン	1個につき	2,600円
アーチ広告物	1個につき	3,100円
広告板、そで看板、 建植広告物、屋上 広告物その他これ らに準ずる広告物	表示面積が1平方メートルまでのもの	1枚又は1個につき 550円
	表示面積が1平方メートルを超え3平方メートルまでのもの	1枚又は1個につき 1,050円
	表示面積が3平方メートルを超え6平方メートルまでのもの	1枚又は1個につき 1,650円
	表示面積が6平方メートルを超え10平方メートルまでのもの	1枚又は1個につき 2,150円
	表示面積が10平方メートルを超えるもの	1枚又は1個につき 2,150円に10平方メートルを超えた5平方メートルまでごとに700円を加算した額

- 備考1 ネオン・サイン、イルミネーションその他の発光又は照明の装置のある広告物又は広告物を掲出する物件に係る手数料の額は、この表により算定した額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 表示面積は、表示されるすべての広告面の合計面積とする。
- 3 変更又は改造の許可に係る手数料の額は、変更後又は改造後の広告物又は広告物を掲出する物件について、この表により算定した額とする。

別表第2（第34条関係）

法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃	平泉町
--------------------------------------	-----

○屋外広告物条例施行規則（昭和47年岩手県規則第41号）

○屋外広告物条例施行規則

昭和47年5月19日規則第41号

改正

昭和49年8月6日規則第63号
昭和50年4月1日規則第26号
昭和60年10月1日規則第83号
平成元年3月31日規則第71号
平成6年3月31日規則第146号
平成8年9月24日規則第69号
平成9年3月31日規則第58号
平成11年3月31日規則第89号
平成12年3月28日規則第51号
平成13年7月9日規則第101号
平成16年12月17日規則第100号
平成17年12月2日規則第98号
平成18年3月31日規則第98号
平成20年1月22日規則第2号
平成22年3月31日規則第36号
平成23年3月8日規則第4号
平成24年3月27日規則第17号
平成27年9月29日規則第81号
平成30年2月27日規則第1号

屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

屋外広告物条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自家用広告物 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する屋外広告物（以下「広告物」という。）又はこれを掲出する物件をいう。
- (2) 公共目的広告物 公共的目的をもった道標若しくは案内図板その他の公共的目的をもった広告物又はこれらを掲出する物件をいう。
- (3) 案内誘導広告物 観光地、沿道サービス施設、事業所等（以下「観光地等」という。）に係る道標、案内図板等の広告物又はこれらを掲出する物件（公共目的広告物を除く。）をいう。
- (4) 電光表示広告物 発光又は照明の装置のある広告物又は広告物を掲出する物件のうち、当該装置により常時表示の内容を変化させることができるものをいう。
- (5) 特別自然景観地区 条例第6条第2項第1号又は第2号に掲げる地域又は場所（以下この項において「特別地域」という。）のうち、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定められた岩手県景観計画（以下この項において「景観計画」という。）において自然景観地区として定められたもの及びこれに準ずるものとして知事が指定するものをいう。
- (6) 特別農山漁村景観地区 特別地域のうち、景観計画において農山漁村景観地区として定められたもの及びこれに準ずるものとして知事が指定するものをいう。
- (7) 第1種特別市街地景観地区 特別地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項又は第2項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区若しくは伝統的建造物群保存地区又は官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設のある地域に該当するものをいう。

(8) 第2種特別市街地景観地区 特別地域のうち、都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域、景観計画において市街地景観地区として定められた地域（同条第1項第1号に規定する用途地域が定められているもの及び第1種特別市街地景観地区を除く。）又はこれらに準ずるものとして知事が指定する地域に該当するものをいう。

(9) 第3種特別市街地景観地区 特別地域のうち、都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域に該当するものをいう。

（屋外広告物等表示等許可申請書）

第2条 条例第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示等許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類（はり紙に係る許可申請書の場合には、意匠を示す図面）を添えて、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する地域又は場所を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

(1) 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場所及びその付近の状況を示す縮尺1,000分の1程度の付近見取図

(2) 形状、寸法、材料及び構造を示す仕様書及び図面

(3) 色彩、意匠及び表示又は設置の方法を示す図面

(4) 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場所の所有者又は管理者の同意その他法令による許可、確認等を必要とするときは、これらがあったことを証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、局長が必要と認める書類

（屋外広告物等表示等届出書）

第2条の2 条例第5条第4項又は第6条第3項の規定に基づく届出は、屋外広告物等表示等届出書（様式第1号の2）により、前条各号に掲げる書類（はり紙に係る届出書の場合には、意匠を示す図面）を添えてしなければならない。

第3条から第5条まで 削除

（禁止物件における広告物の表示の許可の基準）

第5条の2 条例第5条第6項において準用する条例第6条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 周囲の景観に調和したものであり、かつ、公共的目的をもって表示し、又は設置するものであること。

(2) 表示面積が、広告物を表示する物件の最大投影面積の2分の1以下であること。

（公共的目的を有する団体が届出をして表示できる広告物等の基準）

2 国又は地方公共団体の施策の推進に資すると認められる広告物のうち別に定めるものに係る表示の許可の基準については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 関係市町村の意見を聴いた上で、良好な景観の形成若しくは風致の維持を妨げ、又はそのおそれのあるものでないと認められるものであること。

(2) 表示面積、投影面積、高さ等が当該施策の推進のために必要な範囲内であること。

第5条の3 条例第5条第4項第2号及び第6条第3項第2号の規則で定める基準は、次条（第3項を除く。）に規定する基準に適合するものであることとする。

（表示等の許可の基準）

第5条の4 条例第6条第2項の規則で定める基準は、別表第1に掲げるもののほか、次の各号に掲げる広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 第1種特別地域（条例第6条第2項第1号に掲げる地域又は場所をいう。）

ア 自家用広告物、公共目的広告物又は案内誘導広告物であること。

イ 別表第2に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 第2種特別地域（条例第6条第2項第2号に掲げる地域又は場所をいう。）

ア 自家用広告物、公共目的広告物又は案内誘導広告物であること。ただし、第2種特別市街地景観地区又は第3種特別市街地景観地区に表示され、又は設置される簡易広告物については、この限りでない。

- イ 別表第3に掲げる基準に適合するものであること。
 - (3) 第1種市街地景観地区(条例第6条第2項第3号アに掲げる地域をいう。)
 - ア 自家用広告物、公共目的広告物又は案内誘導広告物であること。
 - イ 別表第4に掲げる基準に適合するものであること。
 - (4) 自然景観地区(条例第6条第2項第3号イに掲げる地域をいう。)
 - ア 自家用広告物、公共目的広告物又は案内誘導広告物であること。
 - イ 別表第5に掲げる基準に適合するものであること。
 - (5) 農山漁村景観地区(条例第6条第2項第3号ウに掲げる地域をいう。)
 - ア 自家用広告物、公共目的広告物又は案内誘導広告物であること。
 - イ 別表第6に掲げる基準に適合するものであること。
 - (6) 第2種市街地景観地区(条例第6条第2項第4号に掲げる地域をいう。) 別表第7に掲げる基準に適合するものであること。
 - (7) 第3種市街地景観地区(条例第6条第2項第5号に掲げる地域をいう。) 別表第8に掲げる基準に適合するものであること。
- 2 複数の観光地等に係る案内誘導広告物(次条第9号に規定する建築物利用広告物又は同条第10号に規定する建植広告物等であるものに限る。)の表示面積又は最大投影面積の基準については、前項の規定にかかわらず、別表第2から別表第8までに掲げる数値に、別表第9の左欄に掲げる当該案内誘導広告物に係る観光地等の数に応じ当該右欄に定める数値を乗じて得た数値とする。
- 3 国又は地方公共団体の施策の推進に資すると認められる広告物又はこれを掲出する物件のうち別に定めるものに係る許可の基準については、前2項の規定にかかわらず、第5条の2第2項各号の規定を準用する。

(許可の期間)

第5条の5 条例第5条第3項、第6条第1項又は第7条の2の規定による許可の期間は、次の各号に掲げる広告物の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) はり紙 1月以内
- (2) はり札 木製のものにあつては6月以内、金属その他の耐久性のある材料(以下「金属等」という。)で作製されるもの(以下この条において「金属製等のもの」という。)にあつては3年以内
- (3) 立看板 6月以内
- (4) 広告柱 6月以内
- (5) 電柱巻付広告物 3年以内
- (6) 電柱そで看板 木製のものにあつては6月以内、金属製等のものにあつては3年以内
- (7) 広告幕、広告旗及びのぼり 2月以内
- (8) アドバルーン 1月以内
- (9) 建築物利用広告物(広告板(建築物に添加されるものに限る。))、そで看板(建築物に取り付けられるものに限る。)及び屋上広告物並びにこれらに類するもので建築物に表示されるもの並びにこれらを掲出する物件をいう。以下同じ。) 木製のものにあつては6月以内、金属製等のものにあつては3年以内
- (10) 建植広告物等(建植広告物、広告板(建築物に添加されるものを除く。))、そで看板(建築物に取り付けられるものを除く。)及びアーチ広告物並びにこれらに類するもの並びにこれらを掲出する物件をいう。以下同じ。) 木製のものにあつては6月以内、金属製等のものにあつては3年以内

(適用除外の基準)

第6条 条例第7条第1項第3号、第5号、第7号及び第8号並びに第2項第1号、第5号及び第6号の規則で定める基準は、別表第10に掲げるとおりとする。

(屋外広告物等表示等許可期間更新申請書)

第7条 条例第8条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間満了の日の2週間前までに、屋外広告物等表示等許可期間更新申請書(様式第2号)に次に掲げる書類及び写真を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号及び第4号に掲げる書類

(2) 屋外広告物等現況調書(様式第2号の2)

(3) 当該広告物又は広告物を掲出する物件の写真(申請前1月以内に撮影した天然色写真で、撮影年月日を記入したもの)

2 前項第2号に掲げる屋外広告物等現況調書は、条例第16条の10第1項に規定する管理する者が記載しなければならない。ただし、同項ただし書に規定する広告物又は広告物を掲出する物件に係る屋外広告物等現況調書については、この限りでない。

(屋外広告物等変更等許可申請書)

第8条 条例第9条第1項の規定により広告物又は広告物を掲出する物件の変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物等変更等許可申請書(様式第3号)に第2条第2号、第3号及び第5号に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(許可等を要しない軽易な変更等)

第9条 条例第9条第1項及び第16条の5の規則で定める軽易な変更又は改造は、当該広告物又は広告物を掲出する物件の表示内容、形状、色彩又は意匠に変更を加えない程度の塗替え、補強又は修繕とする。

(許可の表示)

第10条 条例の規定による許可をしたときは、はり紙については許可印(様式第4号)又は打刻印(様式第5号)をし、その他の広告物又は広告物を掲出する物件については許可済証票(様式第6号)を交付するものとする。

2 条例第10条第1項の規定による証票の交付を受けた者は、これを当該広告物又は広告物を掲出する物件の下部に表示しなければならない。

(承継の届出)

第11条 条例第11条第3項の規定による届出は、承継届出書(様式第7号)により、速やかにしなければならない。

(屋外広告物等滅失届出書)

第12条 条例第13条の2の規定による届出は、屋外広告物等滅失届出書(様式第8号)によりしなければならない。

(広告物又は広告物を掲出する物件を保管した場合の公示の場所)

第13条 条例第15条の3第1項第1号の規則で定める場所は、保管した広告物又は広告物を掲出する物件(以下「保管広告物等」という。)を除却した場所を所管する広域振興局の掲示場とする。

(保管広告物等一覧簿の閲覧)

第14条 条例第15条の3第2項の規定により閲覧に供する方法は、保管広告物等を除却した場所を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センターにおいて、保管広告物等一覧簿(様式第9号)を閲覧に供することによるものとする。

2 保管広告物等一覧簿の閲覧を請求できる者は、当該保管広告物等の返還を請求しようとする者及びその関係者とする。

3 保管広告物等一覧簿の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日を除き、毎日午前9時から午後5時までとする。

4 保管広告物等一覧簿を閲覧する者は、当該保管広告物等一覧簿を閲覧場所以外の場所に持ち出してはならない。

5 保管広告物等一覧簿は、丁寧に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

6 知事は、前2項の規定に違反した者又は違反するおそれのある者に対し、保管広告物等一覧簿の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(保管広告物等を売却する場合の手続)

第15条 保管広告物等の売却の手続は、条例で定めるもののほか、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第4章の規定に準じて行うものとする。

(受領書の様式)

第16条 条例第15条の7の規則で定める様式は、様式第10号によるものとする。

(景観保全型広告整備地区の指定等の告示)

第17条 条例第16条の3第6項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、名称、区域並びに当該区域における広告物及び広告物を掲出する物件に関する基本方針の案の概要、縦

覧場所等について行うものとする。

(景観保全型広告整備地区における屋外広告物等表示等届出書)

第18条 条例第16条の5の規定による届出は、景観保全型広告整備地区における屋外広告物等表示等届出書(様式第11号)により、第2条各号に掲げる書類(はり紙に係る届出書の場合には、意匠を示す図面)を添えてしなければならない。

(景観保全型広告整備地区において届出を要する広告物等の規模)

第19条 条例第16条の5の規則で定める規模は、表示面積2平方メートルとする。

(管理する者の設置を要しない広告物等)

第20条 条例第16条の10第1項ただし書の規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件は、第5条の5に定める許可の期間が1月以内、2月以内又は6月以内とされている広告物又は広告物を掲出する物件とする。

(資格を有する管理する者等)

第21条 条例第16条の10第2項の規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件は、高さが4メートルを超え、かつ、表示面積が10平方メートルを超えるもの(自家用広告物を除く。)とする。

2 条例第16条の10第2項の規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者

(2) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第10条第2項第3号イの試験に合格した者(以下「屋外広告士」という。)

(屋外広告物等管理する者設置等届出書)

第22条 条例第16条の11第1項の規定による届出は、屋外広告物等管理する者設置等届出書(様式第12号)によりしなければならない。

(屋外広告物等表示する者等名称等変更届出書)

第23条 条例第16条の11第2項の規定による届出は、屋外広告物等表示する者等名称等変更届出書(様式第13号)によりなければならない。

(屋外広告業登録申請書)

第24条 条例第18条第1項に規定する申請書は、屋外広告業登録申請書(様式第14号)によるものとする。

2 条例第18条第2項に規定する書面は、誓約書(様式第15号)によるものとする。

3 条例第18条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者(条例第18条第1項に規定する申請者をいう。以下同じ。)(法人にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあってはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。以下同じ。))を含む。)の略歴を記載した書面

(2) 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書

(3) 業務主任者が条例第28条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面

(4) その他知事が必要と認める書類

4 前項第1号に規定する書面は、申請者の略歴書(様式第16号)によるものとする。

5 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。)について、同法第30条の13第2項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項の規定による利用ができないときは、申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(1) 申請者が個人である場合にあっては、当該申請者(当該申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該申請者及びその法定代理人)

(2) 申請者が法人である場合にあっては、その役員(当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人)

(3) 申請者が選任した業務主任者

(屋外広告業登録事項変更届出書)

第25条 条例第21条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書(様式第17号)により、次条第1項に規定する屋外広告業登録済証のほか、前条第2項から第4項までに規定する書類のうち変更のあった事項に関する書類を添えてしなければならない。

2 前条第5項の規定は、前項の届出について準用する。

(屋外広告業登録済証)

第26条 知事は、条例第19条第1項の規定により登録をしたとき、又は条例第21条第2項の規定により登録事項の変更をしたときは、屋外広告業登録済証(様式第18号)を交付するものとする。

2 前項の規定により、屋外広告業登録済証の交付を受けた者は、当該屋外広告業登録済証又はその写しを営業所ごとに、その見やすい場所に掲示しなければならない。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第27条 条例第22条の規定により閲覧に供する方法は、県土整備部都市計画課並びに広域振興局土木部及び土木部土木センターにおいて、屋外広告業者登録簿を閲覧に供することによるものとする。

2 第14条第3項から第6項までの規定は、前項の規定による屋外広告業者登録簿の閲覧について準用する。

(屋外広告業廃止届出書)

第28条 条例第23条第1項の規定による届出は、屋外広告業廃止届出書(様式第19号)により、屋外広告業登録済証を添えて知事に提出しなければならない。

(標識)

第29条 条例第25条の標識は、屋外広告業者登録票(様式第20号)によらなければならない。

2 条例第25条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 業務主任者の氏名

(帳簿)

第30条 条例第26条の帳簿は、様式第21号ア又は様式第21号イによるものとする。

2 条例第26条の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 発注者の氏名又は名称及び住所
- (2) 請負契約年月日及び請負金額
- (3) 広告物又は広告物を掲出する物件の種類及び数量
- (4) 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置した場所
- (5) 広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に着手した年月日及びその終了した年月日
- (6) 条例の規定による許可を要する場合にあっては、許可年月日及び許可番号

3 第1項の帳簿は、事業年度ごとに作成するものとし、当該帳簿を作成した事業年度の終了の日の翌日から5年間保存しなければならない。

(講習会の開催)

第31条 知事は、条例第27条第1項の規定による講習会(以下「講習会」という。)を開催しようとするときは、開催の日時、場所その他開催に必要な事項をあらかじめ告示するものとする。

(講習会受講申請書)

第32条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申請書(様式第22号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請前3月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルの写真
- (2) 講習会を受講しようとする者が次条第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、その該当する者であることを証する書面又はその写し

(講習会の課程)

第33条 講習会の課程は、次の各号に掲げる科目により編成するものとする。

- (1) 屋外広告物に関する法令等
- (2) 屋外広告物の表示に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項第3号に規定する科目の受講を免除するものとする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者

- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法に基づく帆布製品科に係る職業訓練指導員免許所持者又は帆布製品製造科に係る職業訓練修了者
（講習会修了証明書）

第34条 知事は、講習会の課程を修了した者に対して講習会修了証明書（様式第23号）を交付するものとする。

（業務主任者となる資格を有する者等）

第35条 条例第28条第1項第4号の規則で定めるものは、広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者、広告美術仕上げに係る技能検定合格者又は広告美術科に係る職業訓練修了者とする。

2 条例第28条第1項第5号の規定による認定は、次の各号に掲げる要件を備えたものについてするものとする。

(1) 広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関する業務に関し、通算して5年以上の実務経験を有すること。

(2) 次項の規定による認定の申請前5年以内に屋外広告物に関する法令及び条例に違反しなかったこと。

3 前項の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第24号）に履歴書及び前項第1号に掲げる要件に該当することを証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

4 知事は、第2項の認定をしたときは、認定書（様式第25号）を交付するものとする。

5 第2項の認定の有効期間は、当該認定の日の翌日から起算して1年間とする。

（屋外広告業者監督処分簿の閲覧）

第36条 条例第31条第1項の規定により閲覧に供する方法は、県土整備部都市計画課並びに広域振興局土木部及び土木部土木センターにおいて、屋外広告業者監督処分簿を閲覧に供することによるものとする。

2 第14条第3項から第6項までの規定は、前項の規定による屋外広告業者監督処分簿の閲覧について準用する。

（監督処分簿の記載事項）

第37条 条例第31条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録番号、氏名又は名称及び住所
- (2) 法人である場合にあっては、その役員の氏名
- (3) 処分の理由
- (4) その他知事が必要と認める事項

附 則

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和37年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第23号中「（昭和24年岩手県条例第45号）第2条」を「（昭和46年岩手県条例第44号）第4条第2項又は第6条第1項」に改め、同条第24号を次のように改める。

(24) 屋外広告物条例第8条第3項の規定に基づき許可の期間を更新すること。

第12条第24号の次に次の1号を加える。

(24の2) 屋外広告物条例第9条第1項の規定により屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の変更又は改造の許可をすること。

第12条第25号中「より」を「基づき」に、「第2条から第4条まで及び第15条」を「第3条から第6条まで、第8条又は第9条」に改める。

附 則（昭和49年8月6日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の次に8条を加える改正規定中第12条から第14条まで及び第19条に係る部分並びに様式第1号から様式第3号まで及び様式第7号を改める改正規定は、昭和49年9月29日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日規則第26号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年10月1日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第71号）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成6年3月31日規則第146号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の屋外広告物条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出し、又は交付する申請書等又は届出済証等について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書等又は届出済証等については、なお従前の例による。

附 則（平成8年9月24日規則第69号）

- 1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成9年3月31日規則第58号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第17条第2項第2号及び第3号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成11年3月31日規則第89号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成12年3月28日規則第51号抄）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月9日規則第101号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月17日規則第100号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月2日規則第98号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の屋外広告物条例施行規則に規定する様式（屋外広告業の届出に係るものを除く。）は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 この規則による改正後の屋外広告物条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書等又は登録済証等について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書等又は届出済証等については、なお従前の例による。

（知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

- 4 知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県規則第72号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

附 則（平成18年3月31日規則第98号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。
- 3 改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成20年1月22日規則第2号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）様式第14号は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する屋外広告業登録申請書について適用し、施行日前に提出した屋外広告業登録申請書については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則様式第18号は、施行日以後に交付する屋外広告業登録済証について適用し、施行日前に交付した屋外広告業登録済証については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日規則第36号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。
- 3 改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成23年3月8日規則第4号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成24年3月27日規則第17号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の屋外広告物条例施行規則様式第14号及び様式第16号は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成27年9月29日規則第81号）

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

別表第1（第5条の4関係）

共通許可基準

1 広告物等一般

- (1) 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が良好な景観の形成若しくは風致の維持を妨げ、又はそのおそれのあるものでないこと。
- (2) 倒壊又は落下のおそれのないこと。
- (3) 信号機又は道路標識と類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくはそのおそれのあるものでないこと。
- (4) 道路の交通の安全を阻害し、又はそのおそれのあるものでないこと。
- (5) 岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）第18条第1項の規定に基づき登録された優れた景観を眺望できる地点から眺望できる優れた景観の保全に支障を及ぼすものでないこと。
- (6) 広告を表示しない面及び脚部で望見可能な部分が塗装されたものであること。
- (7) ネオン・サイン、イルミネーションその他の発光し、又は照明する装置のある広告物又は広告物を掲出する物件にあっては、踏切、信号機、主要な交差点（幅員8メートル以上の道路が相互に交差する三差路以上の交差点をいう。以下同じ。）の角、道路標識（主要な交差点の角から10メートル以内にあるものに限る。）及びカーブミラー（以下「踏切等」という。）からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物又は建築物利用広告物（簡易広告物であって建築物に表示されるものを含む。）については、この限りでない。

2 広告物種類別

種類	基準
はり紙	紙、布、ビニール等を使用して作製されたものであって、建築物その他の物件（以下「建築物等」という。）に貼り付けられるものであること。
はり札	木又は金属等を使用して作製されたものであって、建築物等に添加されるもの（表示面積が0.2平方メートル以下のものに限る。）であること。
立看板	建築物等に立て掛けられるもの及びこれに類するものであること。

広告柱	柱状又は塔状のものであって、土地又は建築物等に固定されない構造のものであること。
電柱巻付広告物	金属等を使用して作製されたものであって、電柱、街灯柱等に巻き付けられるもの（はり札に該当するものを除く。）であること。
電柱そで看板	木又は金属等を使用して作製されたものであって、電柱、街灯柱等に取り付けられる突出状のものであること。
広告幕、広告旗及びのぼり	布、網等を使用して作製されたものであって、幕、旗、のぼりその他これらに類する形態のものであること。
アドバルーン	気球を利用して表示されるものであること。
アーチ広告物	金属等を使用して作製されたものであって、道路を横断して設置されるものであること。
広告板	木又は金属等を使用して作製されたものであって建築物等に添加されるもの及びこれに類するもの（はり札に該当するものを除く。）であること。
そで看板	木又は金属等を使用して作製されたものであって建築物等に取り付けられる突出状のもの及びこれに類するもの（電柱そで看板に該当するものを除く。）であること。
建植広告物	木又は金属等を使用して作製されたものであって土地に固定されるもの（柱状又は塔状のものを含む。）及びこれに類するものであること。
屋上広告物	建築物の屋上に固定されるもの（柱状又は塔状のものを含む。）及びこれに類するものであること。

別表第2（第5条の4関係）

第1種特別地域許可基準

- 1 簡易広告物（はり紙、はり札、立看板、広告柱、電柱巻付広告物、電柱そで看板、広告幕、広告旗、のぼり及びアドバルーン並びにこれらを掲出する物件をいう。以下同じ。）

種類	基準
はり紙	<p>(1) 表示面積が2平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 同一内容のはり紙を表示する場合における当該はり紙相互間の距離が、これらのはり紙の表示面積の合計が1平方メートル以下の場合にあっては2メートル以上、1平方メートルを超える場合にあっては3メートル以上であること。</p> <p>(3) 案内誘導広告物であるものにあっては、(1)及び(2)に掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 条例第6条第2項第1号から第3号までに掲げる地域又は場所（第2種特別市街地景観地区及び第3種特別市街地景観地区を除く。）において許可を受けて表示され、又は設置されている案内誘導広告物（簡易広告物であるものに限る。）の数及び当該案内誘導広告物と同一内容を表示する申請に係る案内誘導広告物の数の合計（以下「案内誘導簡易広告物の合計数」という。）が6以内であること。</p>
はり札	<p>(1) 同一内容のはり札を表示する場合は、当該はり札相互間の距離が1メートル以上であること。</p> <p>(2) 案内誘導広告物であるものにあっては、(1)に掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導簡易広告物の合計数が6以内であること。</p>
立看板及び広告柱	<p>(1) 最大投影面積が2平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 高さが3メートル以下であること。</p>

	<p>(3) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。</p> <p>(4) 倒伏するおそれのないものであること。</p> <p>(5) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導簡易広告物の合計数が6以内であること。</p>
電柱巻付広告物	<p>(1) 上下の長さが1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 最下端の高さが1.2メートル以上であること。</p> <p>(3) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。</p> <p>(4) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(3)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導簡易広告物の合計数が6以内であること。</p>
電柱そで看板	<p>(1) 上下の長さが1.2メートル以下であること。</p> <p>(2) 電柱、街灯柱等からの出幅が0.5メートル以下であること。</p> <p>(3) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。</p> <p>(4) 同一の電柱、街灯柱等に同一種類のものが2以上表示され、又は設置されるものでないこと。</p> <p>(5) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導簡易広告物の合計数が6以内であること。</p>
広告幕、広告旗及びのぼり	<p>(1) 幅が1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 道路を横断する広告幕にあつては、(1)に掲げるもののほか、踏切等からの距離が10メートル以上であること。</p> <p>(3) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)及び(2)に掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導簡易広告物の合計数が6以内であること。</p>
アドバルーン	<p>(1) 係留場所からの気球の高さが50メートル以下であること。</p> <p>(2) 電線、煙突その他の物件に接触するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)及び(2)に掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導簡易広告物の合計数が6以内であること。</p>

2 建築物利用広告物

地区	基準
特別自然景観地区	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の15以下であること。</p>

	<p>(3) 最上端の高さが地上から15メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 条例第6条第2項第1号から第3号までに掲げる地域又は場所(第3種特別市街地景観地区を除く。)において許可を受けて表示され、又は設置されている案内誘導広告物(建築物利用広告物又は建植広告物等であるものに限る。)の数及び当該案内誘導広告物と同一内容を表示する申請に係る案内誘導広告物の数の合計(以下「案内誘導建築物利用広告物等の合計数」という。)が6以内であること。</p>
特別農山漁村景観地区	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 30平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の20以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から21メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
第1種特別市街地景観地区	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の25以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から21メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
第2種特別市街地	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合する</p>

景観地区	<p>ものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 50平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の25以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から48メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の2以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
第3種特別市街地景観地区	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 50平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の25以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の2以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>

3 建植広告物等

地区	基準
特別自然景観地区	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが地上から3メートル以下であること。</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p>

	<p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p> <p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
特別農山漁村景観地区	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 地上から5メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 地上から3メートル以下</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p> <p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
第1種特別市街地景観地区	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 地上から5メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 地上から3メートル以下</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p> <p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
第2種特別市街地	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基</p>

景観地区	<p>準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 20平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 地上から5メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 地上から3メートル以下</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p> <p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
第3種特別市街地 景観地区	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 20平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 地上から10メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 地上から3メートル以下</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p> <p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>

別表第3（第5条の4関係）

第2種特別地域許可基準

1 簡易広告物

地区	種類	基準
特別自然景観地区、特別農山漁村景観地区及び第1種特別市		別表第2の1の項に掲げる基準に適合するものであること。

街地景観地区		
第2種特別市街地景観地区及び第3種特別市街地景観地区	はり紙	(1) 表示面積が2平方メートル以下であること。 (2) 同一内容のはり紙を表示する場合における当該はり紙相互間の距離が、これらのはり紙の表示面積の合計が1平方メートル以下の場合にあっては2メートル以上、1平方メートルを超える場合にあっては3メートル以上であること。
	はり札	同一内容のはり札を表示する場合は、当該はり札相互間の距離が1メートル以上であること。
	立看板及び広告柱	(1) 最大投影面積が2平方メートル以下であること。 (2) 高さが3メートル以下であること。 (3) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。 (4) 倒伏するおそれのないものであること。
	電柱巻付広告物	(1) 上下の長さが1.5メートル以下であること。 (2) 最下端の高さが1.2メートル以上であること。 (3) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。
	電柱そで看板	(1) 上下の長さが1.2メートル以下であること。 (2) 電柱、街灯柱等からの出幅が0.5メートル以下であること。 (3) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。 (4) 同一の電柱、街灯柱等に同一種類のものが2以上表示され、又は設置されるものでないこと。
	広告幕、広告旗及びのぼり	(1) 幅が1.5メートル以下であること。 (2) 道路を横断する広告幕にあっては、(1)に掲げるもののほか、踏切等からの距離が10メートル以上であること。
	アドバルーン	(1) 係留場所からの気球の高さが50メートル以下であること。 (2) 電線、煙突その他の物件に接触するおそれのないものであること。

2 建築物利用広告物

地区	基準
特別自然景観地区	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。 ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下 イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下 ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の15以下であること。 (3) 最上端の高さが地上から15メートル以下であること。 (4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。 (5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。 (6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。 (7) 案内誘導広告物であるものにあっては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。 ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。 イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>

<p>特別農山漁村景観地区</p>	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。 ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 30平方メートル以下 イ 案内誘導広告物であるもの (ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 3.5平方メートル以下 (イ) (ア)以外の地域 7平方メートル以下 ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の20以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から21メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。 ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。 イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
<p>第1種特別市街地景観地区</p>	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。 ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下 イ 案内誘導広告物であるもの (ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 3.5平方メートル以下 (イ) (ア)以外の地域 5平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の25以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から21メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。 ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。 イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
<p>第2種特別市街地景観地区</p>	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。 ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの (ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 20平方メートル以下 (イ) (ア)以外の地域 50平方メートル以下 イ 案内誘導広告物であるもの (ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 3.5平方メートル以下 (イ) (ア)以外の地域 7平方メートル以下</p>

	<p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の25以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から48メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の2以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
第3種特別市街地 景観地区	<p>(1) 表示面積が300平方メートル（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域内にある特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第2条第2号に規定する特定大規模集客施設（以下「商業地域内特定大規模集客施設」という。）に係るものにあつては、400平方メートル）以下であること。</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の30以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の2以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p>

3 建植広告物等

地区	基準
特別自然景観地区	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが地上から3メートル以下であること。</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p> <p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
特別農山漁村景観地区	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの</p>

	<p>(ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 3.5平方メートル以下</p> <p>(イ) (ア)以外の地域 7平方メートル以下</p> <p>ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 地上から5メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 地上から3メートル以下</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p> <p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
<p>第1種特別市街地 景観地区</p>	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの</p> <p>(ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 3.5平方メートル以下</p> <p>(イ) (ア)以外の地域 5平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 地上から5メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの</p> <p>(ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 地上から3メートル以下</p> <p>(イ) (ア)以外の地域 地上から5メートル以下</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p>

	ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。
第2種特別市街地 景観地区	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 20平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの</p> <p>(ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 3.5平方メートル以下</p> <p>(イ) (ア)以外の地域 7平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの</p> <p>(ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 地上から5メートル以下</p> <p>(イ) (ア)以外の地域 地上から10メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの</p> <p>(ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 地上から3メートル以下</p> <p>(イ) (ア)以外の地域 地上から5メートル以下</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p> <p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
第3種特別市街地 景観地区	<p>(1) 表示面の最大投影面積が30平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 最上端の高さが地上から15メートル（商業地域内特定大規模集客施設の敷地内に表示され、又は設置されるものにあつては、20メートル）以下であること。</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p>

別表第4（第5条の4関係）

第1種市街地景観地区許可基準

- 1 簡易広告物 別表第2の1の項に掲げる基準に適合するものであること。
- 2 建築物利用広告物

<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 5平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の25以下であること。</p>

- (3) 最上端の高さが地上から21メートル以下であること。
- (4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。
- (5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。
- (6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。
- (7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。
 - ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。
 - イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。

3 建植広告物等

- (1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。
 - ア 自家用広告物又は公共目的広告物であるもの 10平方メートル以下
 - イ 案内誘導広告物であるもの 5平方メートル以下
- (2) 最上端の高さが地上から5メートル以下であること。
- (3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。
- (4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。
- (5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。
- (6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。
 - ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。
 - イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。
 - ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。

別表第5（第5条の4関係）

自然景観地区許可基準

1 簡易広告物 別表第2の1の項に掲げる基準に適合するものであること。

2 建築物利用広告物

- (1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。
 - ア 自家用広告物又は公共目的広告物であるもの 10平方メートル以下
 - イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下
 - ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下
- (2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の15以下であること。
- (3) 最上端の高さが地上から15メートル以下であること。
- (4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。
- (5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。
- (6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。
- (7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。
 - ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。
 - イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。

3 建植広告物等

- (1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。
 - ア 自家用広告物又は公共目的広告物であるもの 10平方メートル以下
 - イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下
 - ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下
- (2) 最上端の高さが地上から3メートル以下であること。

- (3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。
- (4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。
- (5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。
- (6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。
 - ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。
 - イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。
 - ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。

別表第6（第5条の4関係）

農山漁村景観地区許可基準

- 1 簡易広告物 別表第2の1の項に掲げる基準に適合するものであること。
- 2 建築物利用広告物

- (1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。
 - ア 自家用広告物又は公共目的広告物であるもの 30平方メートル以下
 - イ 案内誘導広告物であるもの 7平方メートル以下
 - ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下
- (2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の20以下であること。
- (3) 最上端の高さが地上から21メートル以下であること。
- (4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。
- (5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。
- (6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。
- (7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。
 - ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。
 - イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。

- 3 建植広告物等

- (1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。
 - ア 自家用広告物又は公共目的広告物であるもの 15平方メートル以下
 - イ 案内誘導広告物であるもの 7平方メートル以下
 - ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下
- (2) 最上端の高さが、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。
 - ア 自家用広告物又は公共目的広告物であるもの 地上から7.5メートル以下
 - イ 案内誘導広告物であるもの 地上から5メートル以下
- (3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。
- (4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。
- (5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。
- (6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。
 - ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。
 - イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。
 - ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。

別表第7（第5条の4関係）

第2種市街地景観地区許可基準

1 簡易広告物 別表第3の1の項第2種特別市街地景観地区及び第3種特別市街地景観地区の目に掲げる基準（以下「第2種・第3種特別市街地景観地区基準」という。）に適合するものであること。

2 建築物利用広告物

- | |
|---|
| (1) 表示面積が50平方メートル以下であること。
(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の25以下であること。
(3) 最上端の高さが地上から48メートル以下であること。
(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。
(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の2以下であること。
(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。 |
|---|

3 建植広告物等

- | |
|---|
| (1) 表示面の最大投影面積が20平方メートル以下であること。
(2) 最上端の高さが地上から10メートル以下であること。
(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。
(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。
(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。 |
|---|

別表第8（第5条の4関係）

第3種市街地景観地区許可基準

1 簡易広告物 第2種・第3種特別市街地景観地区基準に適合するものであること。

2 建築物利用広告物

- | |
|--|
| (1) 表示面積が300平方メートル（商業地域内特定大規模集客施設に係るものにあつては、400平方メートル）以下であること。
(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の30以下であること。
(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。
(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。
(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の2以下であること。
(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。 |
|--|

3 建植広告物等

- | |
|--|
| (1) 表示面の最大投影面積が30平方メートル以下であること。
(2) 最上端の高さが地上から15メートル（商業地域内特定大規模集客施設の敷地内に表示され、又は設置されるものにあつては、20メートル）以下であること。
(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。
(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。
(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。 |
|--|

別表第9（第5条の4関係）

2	1.2
3	1.3
4	1.4
5以上	1.5

別表第10（第6条関係）

適用除外基準

区分	基準
----	----

条例第7条第1項第3号の規則で定める基準	第5条の4（第3項を除く。）に規定する基準に適合するものであること。
条例第7条第1項第5号の規則で定める基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該施設又は物件（以下この項において「施設等」という。）の寄贈者の氏名、名称等を表示するものであること。 2 表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該施設等の投影面積の10分の1以下であり、かつ、0.5平方メートル以下であること。 3 表示箇所が1施設等につき1か所であること。 4 蛍光塗料を使用しないものであること。
条例第7条第1項第7号の規則で定める基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積の合計が10平方メートル（2に掲げる物件に表示され、又は設置されるものにあつては、2平方メートル）以下であること。 2 条例第5条第1項各号に掲げる物件に表示され、又は設置されるものにあつては、同項第5号又は第10号から第12号までに掲げる物件（同号に規定する景観重要樹木を除く。）に表示し、又は設置するものであること。
条例第7条第1項第8号の規則で定める基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積が2平方メートル以下であること。 2 条例第5条第1項各号に掲げる物件に表示され、又は設置されるものにあつては、1に掲げるもののほか、同項第5号又は第10号から第12号までに掲げる物件（同号に規定する景観重要樹木を除く。）に表示し、又は設置するものであること。
条例第7条第2項第1号の規則で定める基準	周囲の景観に調和した絵画、写真等を表示するものであること。
条例第7条第2項第5号の規則で定める基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 はり紙により表示するものであること。 2 表示面積が1平方メートル以下であること。 3 表示の期間が1月以内であること。
条例第7条第2項第6号の規則で定める基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積が0.25平方メートル以下であること。 2 同一種類のはり紙の周囲1メートル以内に表示されないこと。

様式第1号から様式第25号まで 省略

○屋外広告物条例第7条第1項第5号の規定による公益上必要な施設又は物件に表示する広告物又はこれを掲出する物件の指定（昭和47年岩手県告示第793号）

○屋外広告物条例第7条第1項第5号の規定による公益上必要な施設又は物件に表示する広告物又はこれを掲出する物件の指定

昭和47年6月9日告示第793号

屋外広告物条例第7条第1項第5号の規定による公益上必要な施設又は物件に表示する広告物又はこれを掲出する物件の指定

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号。）第7条第1項第5号の規定により、公益上必要な施設又は物件に表示する広告物又はこれを掲出する物件を次のとおり指定する。

防犯灯、街路灯、ガードレール、くずかご、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、つき山、彫像、灯ろう、休憩所、ベンチ、ぶらんこ、すべり台、シーソー等児童遊戯施設、駐車場、時計台、水飲場、手洗場、展望台及びその他これらに類するものに表示する広告物又はこれを掲出する物件

○屋外広告物条例の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分の指定（平成23年岩手県告示第254号）

○屋外広告物条例の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分の指定

平成23年3月29日告示第254号

改正

平成26年3月7日告示第169号

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号。以下「条例」という。）第6条第2項第1号から第4号までの規定により、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分を次のとおり指定し、平成23年4月1日から施行し、屋外広告物条例第4条の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域又は場所の指定（昭和47年岩手県告示第790号）及び屋外広告物条例第6条の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する者が知事の許可を受けなければならない地域又は場所の指定（昭和47年岩手県告示第791号）は、同年3月31日限り、廃止する。

1 条例第6条第2項第1号アの規定により指定する範囲

(1) 次に掲げる文化財から500メートル以内の地域（平泉町の区域を除く。）

- ア 中尊寺金色堂（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在）
- イ 中尊寺経蔵（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在）
- ウ 金色堂覆堂（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在）
- エ 釈尊院五輪塔（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在）
- オ 正法寺本堂（奥州市水沢区黒石町所在）
- カ 正法寺庫裏（奥州市水沢区黒石町所在）
- キ 正法寺惣門（奥州市水沢区黒石町所在）
- ク 正法寺鐘楼堂（奥州市水沢区黒石町所在）
- ケ 日高神社本殿（奥州市水沢区字日高小路所在）
- コ 毘沙門堂（花巻市東和町北成島所在）
- サ 多聞院伊澤家住宅（北上市和賀町岩沢所在）
- シ 天台寺本堂（二戸市浄法寺町大字御山久保所在）
- ス 天台寺仁王門（二戸市浄法寺町大字御山久保所在）
- セ 白山神社能舞台（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在）

(2) 次に掲げる文化財から100メートル以内の地域

- ア 旧菅野家住宅（北上市黒沢尻町字立花所在）
- イ 旧後藤家住宅（奥州市江刺区岩谷堂字向山所在）
- ウ 旧小原家住宅（花巻市東和町谷内所在）
- エ 旧菊池家住宅（遠野市土淵町所在）
- オ 伊藤家住宅（花巻市東和町田瀬所在）

- カ 千葉家住宅（遠野市綾織町上綾織所在）
- キ 旧高橋家住宅（奥州市水沢区字大畑小路所在）
- ク 旧朴館家住宅（二戸郡一戸町小鳥谷字朴館所在）

(3) 次に掲げる地区

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき奥州市の条例として引き続き施行することとされた白鳥館遺跡周辺の景観の保全と形成に関する条例（平成17年前沢町条例第14号）第7条第1項の規定に基づき指定された地区
- イ 地方自治法施行令第3条の規定に基づき奥州市の条例として引き続き施行することとされた長者ヶ原廃寺跡史跡周辺の景観の保全と形成に関する条例（平成17年衣川村条例第21号）第7条第1項の規定に基づき指定された地区

2 条例第6条第2項第1号カの規定により指定する範囲 次に掲げる文化財から100メートル以内の地域

- (1) 鹿島神社宮殿（北上市鬼柳町満屋所在）
- (2) 瑞山神社（祖霊舎）（奥州市水沢区字日高小路所在）
- (3) 千葉家住宅門（奥州市水沢区黒石町字下柳所在）
- (4) 武家住宅（後藤新平旧宅）（奥州市水沢区吉小路所在）
- (5) 早池峰神社本殿（花巻市大迫町内川目字岳所在）
- (6) 宝持院山門（一関市花泉町金沢字大柳所在）
- (7) 普門寺三重塔（陸前高田市米崎町字地竹沢所在）
- (8) 熊野神社本殿（花巻市東和町北成島所在）
- (9) 薬師堂（花巻市東和町田瀬所在）
- (10) 旧岩谷堂共立病院（奥州市江刺区岩谷堂字向山所在）
- (11) 旧鈴木家住宅（一関市巖美町所在）
- (12) 保性院廟厨子（一関市台町所在）
- (13) 旧後藤正治郎家住宅（奥州市前沢区生母字天王所在）
- (14) 白山神社本殿（北上市黒沢尻町字黒岩所在）
- (15) 丹内山神社本殿付厨子（花巻市東和町谷内所在）
- (16) 八幡神社本殿（一関市千厩町千厩字北ノ沢所在）
- (17) 西方寺毘沙門堂（二戸郡一戸町西方寺字西方寺所在）
- (18) 八幡神社本殿（奥州市胆沢区小山字八幡堂所在）
- (19) 於呂門志胆沢川神社厨子（旧伊達宗章霊廟厨子）（奥州市胆沢区若柳字下堰袋所在）
- (20) 麓山神社本殿（奥州市江刺区米里字中沢所在）
- (21) 智福毘沙門堂（奥州市江刺区藤里字智福所在）
- (22) 千養寺観音堂（奥州市水沢区羽田字黒田助所在）
- (23) 曾慶熊野神社本殿（一関市大東町曾慶字西之沢所在）
- (24) 摺沢八幡神社本殿（一関市大東町摺沢字八幡前所在）
- (25) 山谷観音堂（遠野市小友町所在）
- (26) 鞍迫観音堂（遠野市宮守町字上鱒沢所在）
- (27) 村上家住宅（一関市千厩町小梨字不動所在）
- (28) 太田家住宅（太幸邸）（奥州市前沢区字七日町所在）
- (29) 吉田家住宅（陸前高田市気仙町字町裏所在）

3 条例第6条第2項第1号キの規定により指定する地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定により指定された都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内の河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域（盛岡市及び平泉町の区域を除く。）

4 条例第6条第2項第1号ケの規定により指定する地域

- (1) 国の機関又は地方公共団体の事務所の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項に規定する公立図書館の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）
- (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館の敷地（盛岡市及び平泉町の区域

にあるものを除く。)

(5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館の敷地(盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。)

(6) 体育館、公会堂又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院のうち、公立のもの敷地(盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。)

(7) 都市計画区域内にある公衆便所、発電所又は変電所の敷地(盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。)

5 条例第6条第2項第2号の規定により指定する地域及び場所

(1) 東北縦貫自動車道及び東北横断自動車道の全線(盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。)並びにその両側500メートル以内の地域(これらの道路上から展望できない地域、都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに盛岡市及び平泉町の区域を除く。)

(2) 一般国道283号(道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第2項の規定に基づき自動車専用道路として指定された区間に限る。)及びその両側500メートル以内の地域(当該道路上から展望できない地域並びに都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。)

(3) 東北新幹線に係る新幹線鉄道の敷地(盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。)及びその両側500メートル以内の地域(東北新幹線の車両から展望できない地域、都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに盛岡市及び平泉町の区域を除く。)

6 条例第6条第2項第3号イの規定により指定する地域

(1) 岩手県景観計画(以下「景観計画」という。)において山岳景観保全地区又は山麓景観形成地区として定められた地域

(2) 景観法(平成16年法律第110号)第7条第1項に規定する景観行政団体である市町村(盛岡市及び平泉町を除く。以下「景観行政団体である市町村」という。)の区域のうち、自然景観地区に準ずるものとして別図に示す地域

7 条例第6条第2項第3号ウの規定により指定する地域

(1) 景観計画において田園景観形成地区又は沿道景観形成地区として定められた地域(都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)が定められているものを除く。)

(2) 景観行政団体である市町村の区域のうち、農山漁村景観地区に準ずるものとして別図に示す地域

8 条例第6条第2項第4号ウの規定により指定する地域

(1) 景観計画において田園景観形成地区又は沿道景観形成地区として定められた地域(用途地域が定められているものに限る。)

(2) 景観行政団体である市町村の区域のうち、市街地景観地区に準ずるものとして別図に示す地域(都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた地域及び地区並びに官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設のある地域を除く。)

備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課並びに広域振興局土木部及び土木部土木センターに備えておいて縦覧に供する。

○屋外広告物条例の規定による公共的目的を有する法人その他の団体の指定（平成26年岩手県告示第170号）

○屋外広告物条例の規定による公共的目的を有する法人その他の団体の指定
平成26年3月7日告示第170号

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）第5条第4項第2号の規定により、公共的目的を有する法人その他の団体を次のとおり指定し、屋外広告物条例の規定による公益的目的を有する法人その他の団体の指定（平成23年岩手県告示第253号）は、廃止する。

- 1 日本赤十字社
- 2 一般社団法人岩手県交通安全協会及び県内の各地区交通安全協会
- 3 公益社団法人岩手県防犯協会連合会並びに県内の各地区防犯協会連合会及び各市町村防犯協会

○屋外広告物条例施行規則第5条の2第2項及び第5条の4第3項に規定する知事が別に定めるものについて（平成30年2月27日付け都第313号県土整備部長通知）

○屋外広告物条例施行規則第5条の2第2項及び第5条の4第3項に規定する知事が別に定めるものについて

平成30年2月27日付け都第313号県土整備部長通知

このことについて、屋外広告物条例施行規則（昭和47年岩手県規則第41号）第5条の2第2項及び第5条の4第3項に規定する知事が別に定めるものは、次に掲げる目的で表示し、又は設置するものであって、公益上やむを得ないものとする。

- 1 国又は地方公共団体のイメージアップを図る目的
- 2 地域の公共的な取組に要する費用に充てる目的
- 3 広域的な防災、救命、救急等の目的